

介護員養成研修の変遷

○訪問介護員の養成は、平成24年度末まで、以下の4課程で実施(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号))

- ①介護職員基礎研修課程
- ②訪問介護員養成研修1級課程
- ③訪問介護員養成研修2級課程
- ④訪問介護員養成研修3級課程

○「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」報告書(平成23年1月)において、複雑だった介護福祉士の養成体系を明確化することが提言された。

↓

平成25年5月より訪問介護員養成研修2級課程が介護職員初任者研修へ移行。

※介護職員基礎研修課程及び訪問介護員養成研修1級課程は介護職員実務者研修へ一本化

○「平成30年度介護報酬改定に関する審議報告」(平成29年12月)において、訪問介護における生活援助中心型については、人材が不足する中で、必要な訪問介護員を確保するために人材のすそ野を広げて担い手を確保しつつ、質を確保するため、生活援助中心型のサービスに従事するために必要な知識等に対応した研修を新設することとした。

↓

平成30年4月より生活援助従事者研修が創設された。

